

一般社団法人岩手県経営者協会
会 長 石塚 恭路 様

安定的な雇用の確保等に関する要請書

令和八年五月八日

岩手労働局長 川又 修司

岩手県知事 達増 拓也

盛岡市長 内館 茂

安定的な雇用の確保等に関する要請書

雇用・労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、企業を取り巻く経営環境は、不安定な社会情勢のもと、エネルギーや資材価格等の上昇の影響を受け、極めて厳しい状況が続いておりますが、「いわてで働こう推進協議会」の会員団体・企業の皆様の御協力のもと、若者の県内就業に向けた取組が進められ、直近1年間の本県人口の社会増減につきましては、令和3年以来4年ぶりに減少幅が縮小したところであり、若者や女性に選ばれる岩手の実現に向け、一定の前進が見られております。

また、昨年12月には、政府が地方創生に関する新たな総合戦略を閣議決定し、東京圏以外の地域におけるGDP成長率を東京圏以上に高めるという目標が掲げられました。地域経済を持続的に発展させていくためには、将来を切り拓く大きな可能性を持つ若者や女性が暮らしやすい・働きやすい「選ばれる岩手」の実現に向けた取組を、皆様とともに、より一層推進していく必要があります。

併せて、生産性の向上とともに、労務費の適切な価格転嫁等を通じて賃上げの原資を確保し、物価上昇に負けない賃上げを実現することにより、経済の好循環を生み出していくことが求められております。

このような状況を踏まえ、貴団体におかれましては、引き続き、次に掲げる項目について、会員団体・企業の御理解と取組が進むよう、特段の御配慮をお願いいたします。

一 賃金の引上げ

労務費の適切な価格転嫁が円滑に進むよう取り組むとともに、デジタル技術の活用や多様な働き方の促進による生産性の向上を図りつつ、業務改善助成金や、中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助金、岩手県物価高騰対策賃上げ支援金など、国・県の支援策を活用した環境整備を進め、賃上げの実現に向けた検討をいただきたいこと。

また、キャリアアップ助成金の活用などにより、いわゆる「年収の壁」を意識することなく働くことができる環境整備を進めるとともに、非正規雇用労働者の正社員転換や同一労働同一賃金の徹底をはじめとした処遇改善が進むよう努められたいこと。

一 安定的な雇用の確保、人への投資

エネルギーや資材価格等の上昇により地域経済が大きな影響を受けている中にもあっても震災からの復興や人口減少対策を進めるため、雇用の維持・確保は極めて重要であるという認識のもと、引き続き安定的な雇用の確保に努められたいこと。

また、経済と社会の原動力となる「人への投資」が重要であることから、時代のニーズに即したスキル習得に向け、人材開発支援助成金の活用などにより、能力開発機会の確保・充実等、労働者に対するリスクリングの推進に努められたいこと。

一 地元就業、U・Iターンの促進

岩手の未来を担う若者を育成するという認識のもと、企業の採用力向上や職場定着支援のための勉強会等への参加をはじめ、インターンシップの実施、早期の求人票の提出やオンラインの活用等による新規学卒者に対する十分な企業説明、適正な採用選考活動を通じて、引き続き新規学卒者の積極的な採用に努められたいこと。

一 若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の構築

(一) 働き方改革に向けた取組の促進

長時間労働の是正、育児・介護と仕事の両立支援、ハラスメント対策の強化、柔軟な働き方が可能となる環境の整備など、労働環境の改善に向けた積極的な取組に努められたいこと。

(二) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備

本年4月から「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の公表義務が拡大されるなど、女性の職業生活における活躍促進の重要性が一層高まっていることを踏まえ、働く意欲のある女性が、その希望や能力に応じた働き方を選択し、活躍できるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアスに対する理解促進を通じた意識改革を促すなど、雇用環境の整備に努められたいこと。

一 多様な人材の雇用の場の確保

若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等働く意欲のある全ての方が、その能力を生かして希望する仕事に就き、地域で自立した生活を送ることができるとい社会を実現するという認識のもと、多様な人材の雇用の場の確保及び労働環境の整備に努められたいこと。

また、政府が就職氷河期世代を含む中高年世代に対し、令和8年度から当面3年間の集中的な取組の基本方針を定め、「就労・処遇改善に向けた支援」、「社会参加に向けた段階的支援」に「高齢期を見据えた支援」を加えた3つの柱により施策を推進するとしていることを踏まえ、積極的な安定就労の場の確保に努められたいこと。

加えて、本年7月から障がい者の法定雇用率が引き上げられることを踏まえ、障がい者の能力に応じた業務の選定や短時間勤務・在宅勤務等の普及を進めるとともに、障がい者雇用への理解を一層促進し、多様な雇用の場の確保に努められたいこと。

以上